

第4章 社会福祉施設などの対策

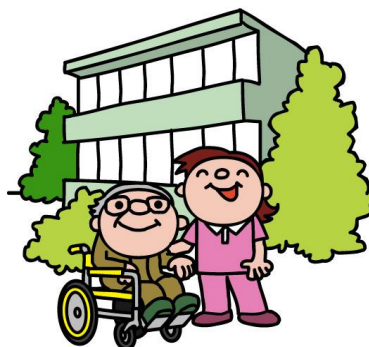
社会福祉施設などの対策

災害時要援護者が多数入院・入所（居）している医療機関や社会福祉施設については、災害が発生した場合、多数の犠牲者が出ることや、避難・誘導などに多くの困難が予想されており、普段から防災対策を万全にしておかなければなりません。被害を最小限度に食い止めるために、各施設に防災対策を働きかけます。

1 対象とする社会福祉施設など

この計画における社会福祉施設などとは、次のとおりです。

- 医療法で定める病院、診療所、助産所とする。ただし、診療所、助産所については、入院施設を有する施設
- 社会福祉法で定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業を行う施設のうち、災害時要援護者が入所（居）する施設
- その他、上記に準じる施設として市長が認める施設



2 防災対策

防災対策は、「帯広市地域防災計画」に基づき、次の項目について、推進します。

(1) 災害に備えた食糧・資器材の備蓄

災害時の電気・水道などのライフラインが寸断された場合に備え、施設入所者が最低3日間程度の生活維持に必要な食糧・飲料・医薬品などの備蓄、及び施設機能の応急復旧に必要な防災資器材の整備が必要です。

<参考>

備蓄品名	目標数の目安
食糧品	災害発生から最低3日間分の食糧の備蓄を心がけましょう。また、災害時要援護者に配慮した、食糧備蓄が必要となります。
飲料	災害発生から最低3日間分の飲料水の備蓄を心がけましょう。一般に1人1日3リットルといわれています。
暖房用品	厳寒期の災害発生時は、暖房機器が機能しないことが予想されます。毛布、使い捨てカイロなどの備蓄を心がけましょう。
調整粉乳	0歳児を預かる施設では、1人1日140gが必要といわれています。
大人用紙おむつ	1人1日に8枚程度が必要といわれています。
子供用紙おむつ	1人1日に8枚程度が必要といわれています。
トイレ	大人のし尿排泄は平均で5回/人、量1.37リットルといわれており、1人1日に5回分のトイレが必要になります。
救助用資器材	スコップ、カナテコ、鋸、ロープ、ジャッキなど
照明・発電機など	投光機、発電機など
冷・暖房機器	扇風機、石油ストーブなど
情報伝達用器具	携帯ラジオ、懐中電灯、ろうそくなど
通信情報伝達用器具	トランシーバー、携帯無線、メガフォンなど
搬送用資器材	ストレッチャー、担架、リヤカー、車いすなど

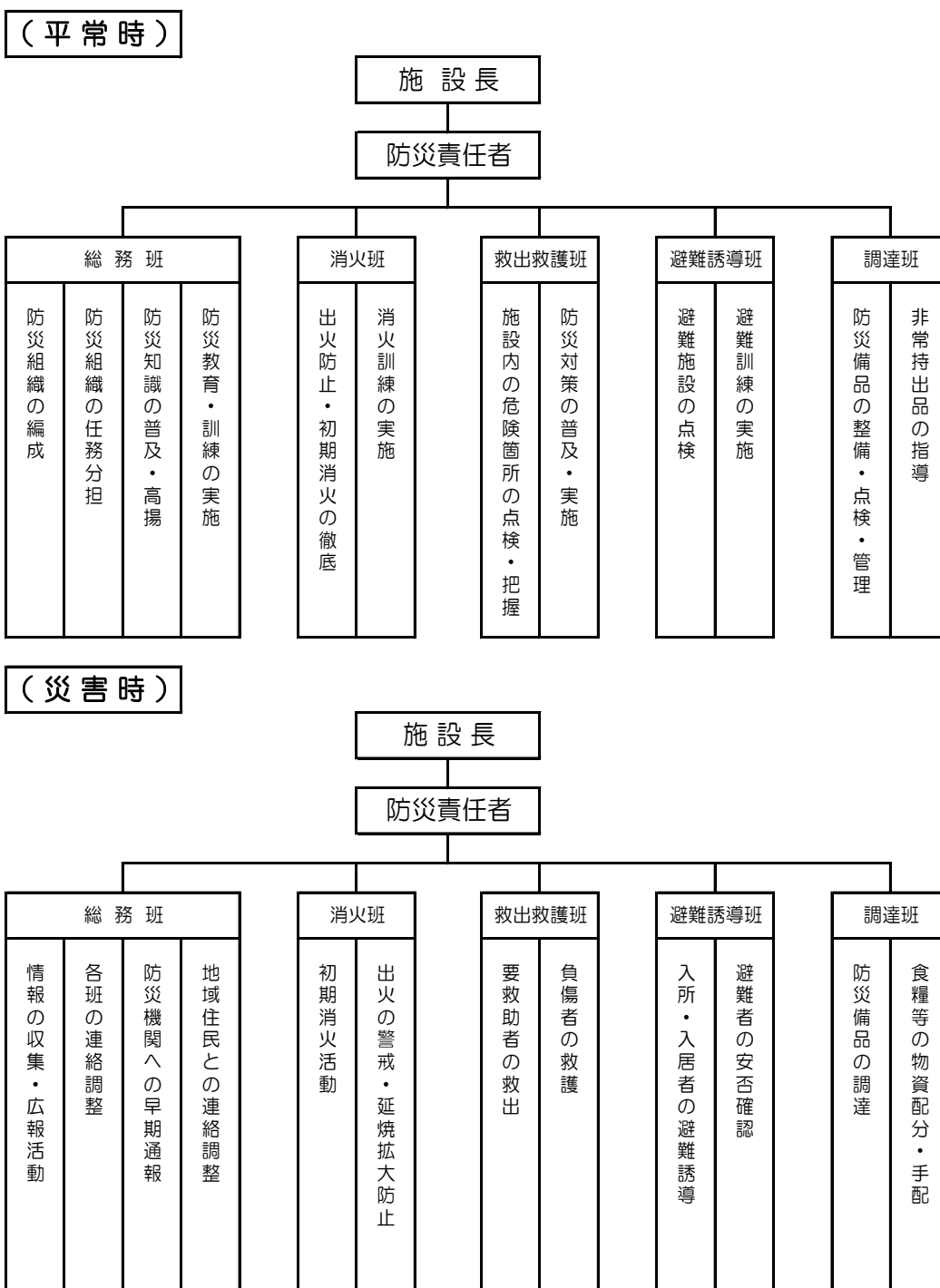
(2) 防災組織の整備

災害発生に備え、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確にしておくことはとても重要です。特に、冬期や夜間の災害発生に備え、消防機関などへの通報連絡や、入所者の避難誘導體制に十分配慮した防災組織の整備が必要です。

ア 職員の参集と役割分担計画の作成

- 職員の居住場所や通勤手段を考慮して、災害発生時参集職員の把握を行う。
- 日常時及び災害時の職員の役割分担を明確にし、防災組織を確立する。

防 災 組 織 図



イ 被災情報収集と連絡体制の整備

災害発生時の被災情報の収集や、職員への連絡体制は、きわめて重要です。災害時は、電話、FAX回線の遮断などで使用できない可能性が高いことから、職員の出勤（参集）基準を定めておくことが必要です。また、消防機関などへ早期通報が可能な非常通信装置を設置するなど、緊急連絡体制を確保することが必要です。

ウ 地域社会との連携

災害が発生した場合は、職員だけでは対応が困難な場合が多く、地域住民やボランティア組織と連携を強くしておくことが必要です。近隣施設・住民との合同訓練を実施し、施設の避難訓練への参加などを通じて実態を十分認識してもらい、緊急時における応援・協力体制の確保が必要です。

(3) 災害時要援護者の避難場所の確保

洪水時の避難勧告や、地震による施設の損壊なども予想されることから、入所者の収容避難所を確保するため、近隣施設、病院、社会福祉施設など相互の連携体制を確立しておくことが必要です。また、災害時要援護者のほか、一般の高齢者などの受入を要請されることが想定されることから、「福祉避難所」として、対応できるよう検討を行うことが必要です。

(4) 防災教育・訓練の実施

施設職員や入所者が、災害時などに関する基礎的な知識や行動について理解を深めるため、防災教育・防災訓練を定期的・計画的に実施することが必要です。特に、冬期や夜間の災害発生を想定した訓練や、災害の規模を考えた訓練など、画一的な防災訓練にならないよう配慮が必要です。

